



2022年8月9日

各 位

会 社 名 BRUNO株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 森 正人  
(コード番号 3140 グロース)  
問 合 せ 先 常務執行役員経営情報部長 松原 元成  
(電話番号 03-5446-9505)

### 本店移転及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、2022年9月28日開催予定の第27期定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 本店移転

##### (1) 移転後本店所在地

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー36階

##### (2) 移転の理由

当社グループの方針の元、親会社および各グループ会社との協力関係をより強化し、オフィス環境の整備による業務の効率化等を図るため、本店を移転することといたしました。

##### (3) 移転予定日

2023年2月頃

##### (4) 業績への影響

本店移転に伴う固定資産の減損につきましては、2022年6月期業績に織り込み済みです。2023年6月期においては、移転費用が発生いたしますが、業績への影響は軽微と考えております。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 定款変更の理由

###### a. 本店の所在地の変更

上記1に記載のとおり本店移転を実施するため、現行定款第3条(本店の所在地)に定める本店の所在地を東京都港区から、東京都新宿区に変更するものがあります。

なお、本議案に係る定款変更は、2023年2月末日までに開催される当社取締役会において別途決定した日にその効力を生じるものとし、その旨附則で規定するものであります。

b. 場所の定めのない株主総会にかかる規定の追加

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社は、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクの低減や、社会のデジタル化進展等も念頭に置きつつ、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、変更案第11条第2項を追加するものがあります。なお、変更案第11条第2項の効力は、経済産業省令・法務省令で定める上記の要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日又は2022年9月28日のいずれか遅い日をもって効力を生じるものとします。

c. 株主総会資料の電子提供制度にかかる規定の追加

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定(変更案第14条第1項)及び書面交付請求をした株主の皆さまに交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定(変更案第14条第2項)を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)を削除するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。
(招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は、その必要に応じて随時招集する。	(招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は、その必要に応じて随時招集する。 2. 当社は、株主総会を場所の定めのない

<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条 定款第 3 条 (本店の所在地) の変更は、2022 年 2 月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p><u>第 2 条 定款第 14 条 (電子提供措置等) の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示</u></p>

	<p><u>とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本条は、2023 年 3 月 1 日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日		2022 年 9 月 28 日 (火曜日)
定款変更の効力発生日	第 3 条	2022 年 2 月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日
	第 11 条	2022 年 9 月 28 日 (火曜日) 又は上記(1)b. 記載のとおり経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日のいずれか遅い日
	第 14 条	2022 年 9 月 28 日 (火曜日)

以上